

事務連絡  
平成26年 3月20日

業所管（部）局総務課 御中

政策統括官社会保障担当参事官室

消費税率引上げに伴う便乗値上げに関する照会・問合せの周知について

今般、消費者庁より、別添のとおり「消費税率引上げに伴う便乗値上げに関する照会・問合せへの対応について」（平成26年3月17日消生情第77号消費者庁次長通知）が通知されました。

つきましては、貴課におかれましても、所管業界及び所管独立行政法人に対して、当該通知を周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、消費者及び事業者からの便乗値上げに関する照会・相談については、消費者庁が開設している下記の専用ダイヤルに問い合わせいただくよう、併せて周知をお願いいたします。

消費者庁便乗値上げ情報・相談窓口

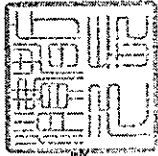
専用ダイヤル 03-3507-9196

（受付時間）平日9:00～17:00

（平成26年3月、4月は土曜日も受付）

消 生 情 第 77 号  
平成 26 年 3 月 17 日

厚生労働省政策統括官 殿



消費者庁次長 殿

消費税率引上げに伴う便乗値上げに関する照会・問合せへの対応について

消費者庁では、便乗値上げの未然防止に向けて、消費者及び事業者に対し積極的に情報提供を行い、便乗値上げ情報・相談窓口において消費者及び事業者からの照会・相談を受け付けているところですが、消費者からの照会のみならず、事業者からの相談が多くなっています。

また、便乗値上げ情報・相談窓口には、既に消費税率引上げに伴う価格改定に関する照会・相談が多く寄せられており、その中には、消費者に便乗値上げと解される可能性がある価格改定（予定を含む。）の事例もみられます。

つきましては、これまでの照会・相談内容に多くみられた事例を踏まえ、下記の事項については、所管業界への周知を徹底されますようお願い申し上げます。

なお、消費者及び事業者からの消費者庁の上記窓口への照会・相談については、対象事業者の所管省庁へ引き続きその内容をお知らせしますので、必要に応じ事実関係の確認等適切に対応されるよう要請します。

#### 記

1. これまで税込価格 A 円の商品の価格を税抜価格 A 円とする場合（例：税込価格 1,000 円 → 税抜価格 1,000 円）

これまで税込価格 A 円の商品の価格を税抜価格 A 円とすることは、当該商品の本体価格の約 5% の値上げを意味するものと考えられ、仮にこれが消費税率引上げに乗じた本体価格値上げであるならば、便乗値上げに当たる可能性があります。

一方で、本体価格の値上げが、当該商品の需給バランス、原材料価格の動向、商品の特性等により合理的に説明できるのであれば、便乗値上げには該当しないと考えられますが、その場合には、本体価格値上げの時期が消費税率引上げの時期に近接していることから、消費者から、消費税率の引上げを

理由とした便乗値上げであると誤解される可能性があるため、事業者には、本体価格値上げの要因に関する丁寧な説明が求められます。

2. 平成 26 年 4 月 1 日又は 4 月 2 日以降において、消費税率引上げとは別途の理由で、本体価格を値上げする場合

本体価格の値上げが、当該商品の需給バランス、原材料価格の動向、商品の特性等により合理的に説明できるのであれば、便乗値上げには該当しないと考えられますが、その場合には、消費者に対して、本体価格の値上げが合理的な理由によるものであることを理解してもらうことが必要であり、事業者には、それに向けた丁寧な説明が求められます。

3. 端数処理により個々の商品・サービスでは消費税率上昇幅を超えた値上げとなる場合

端数処理において、取引慣行や利用者の便宜等を考慮し、10 円単位等で商品やサービスの税込価格を設定する場合、その端数処理の単位によっては、例えば、あるものについては据置きとする一方、あるものについては 3% を超える値上げとなっても、事業全体として税率変更に見合った適正な転嫁を行っていただければ、便乗値上げには該当しません。

なお、事業者には、そのような端数処理を行う合理的な理由及び事業全体で適正な転嫁を行っていることについて、消費者に対する丁寧な説明が求められます。

以上